

証券コード 8876  
平成29年6月8日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿四丁目3番23号

株式会社 **リログループ**

代表取締役 中 村 謙 一

## 第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### [郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月22日（木曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送ください。

### [インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成29年6月22日（木曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、39頁の「インターネットによる議決権行使の場合」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成29年6月23日（金曜日）午前10時（受付開始午前9時30分）

2. 場 所 東京都渋谷区代々木二丁目3番1号  
ホテルサンルートプラザ新宿 1F「芙蓉」（ふよう）  
（末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えないようお願い申し上げます。）

※株主総会にご出席の皆様へのお土産のご用意はございません。  
何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第50期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第50期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

##### 第1号議案

取締役7名選任の件

##### 第2号議案

監査役1名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる開示について

・次の事項は、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトの「投資家情報」に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

・株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイトの「投資家情報」に掲載いたします。

当社ウェブサイト <http://www.relo.jp/>

## (提供書面)

# 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、日本企業の海外進出が活発化し、企業のグローバルな競争が激化する環境下において、「日本企業が世界で戦うために本業に集中できるよう、本業以外の業務をサポートすること」「真のサムライパワーを発揮できるよう、世界展開を支援すること」という使命のもと、「日本初のグローバル・リロケーションカンパニーになる」ことをビジョンに掲げております。このビジョン実現に向け、平成31年3月期を最終年度とする4ヵ年の中期経営計画「第二次オリンピック作戦」を策定し、国内事業においては、市場シェアダントツNo.1となるべく事業基盤のさらなる強化を図るとともに、海外事業の拡充に取り組んでおります。

当連結会計年度は、国内事業において、借上社宅管理戸数や賃貸管理戸数が順調に増加したほか、福利厚生代行サービスの顧客企業開拓が進むなど、当社グループの事業基盤が拡大し業績を牽引しました。また、海外事業においては、主力事業の海外赴任業務支援サービスや留守宅管理サービスの業績が伸張したほか、新たにグループ入りしたAssociates for International Research, Inc.が寄与しました。

これらの結果、売上高2,051億17百万円（前期比11.9%増）、営業利益132億64百万円（同22.4%増）、経常利益142億38百万円（同20.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益91億51百万円（同27.8%増）と、当連結会計年度も増収増益となり、17期連続増収、8期連続で最高益を更新しました。

各事業セグメント別の経営成績は次のとおりです。

#### <国内事業>

当社グループは、福利厚生分野の問題解決者として、寮や社宅などの住宅分野および保養所などのレジャー・ライフサポート分野双方におけるアウトソー

シングサービスを幅広く展開し、企業福利厚生 of 効率的な運用を支援しております。

住宅分野においては、借上社宅管理業務アウトソーシングサービス「リライアンス」や物件検索等の転居支援サービス「リロネット」などを提供するほか、企業の借上ニーズが高い地域において賃貸不動産の管理や仲介を手掛けるなど、企業の住宅に関する様々なニーズに応えるべく総合的にサービスを展開しております。一方、レジャー・ライフサポート分野においては、企業の業務負担とコストを軽減し様々なコンテンツを従業員へ提供する福利厚生制度のアウトソーシングサービス「福利厚生倶楽部」を運営するほか、提携企業の会員組織に対して顧客特典を提供する「クラブオフアライアンス」などを展開しております。同時に、コンテンツの一部としてホテル運営や住まいの駆付けサービスなどを手掛け、会員の生活を総合的にサポートしております。

当連結会計年度は、住宅分野において企業におけるアウトソーシングニーズが高まったことを背景に、借上社宅管理業務アウトソーシングサービスの管理戸数が順調に増加したことに加え、寮や社宅物件の仲介なども伸張しました。また、賃貸管理事業では、受託営業が奏功し管理戸数が前期を上回って推移したほか、グループ会社が新たに増加したことなどが業績に寄与しました。レジャー・ライフサポート分野においては、「福利厚生倶楽部」の会員数や「クラブオフアライアンス」の導入企業数が増加するなど、当社グループの事業基盤が拡大したほか、ホテル運営や住まいの駆付けサービスなど関連事業が伸張しました。

これらの結果、売上高1,675億14百万円（前期比13.4%増）、営業利益119億76百万円（同21.5%増）となりました。

#### <海外事業>

当社グループは、日本企業の海外進出を後押しすべく、人の移動に伴う困りごとを解決する様々なサービスを提供し赴任者と企業を支援しております。

日本国内においては、赴任者や転勤者などの持家を管理する留守宅管理サービスに加え、ビザの取得や海外引越の手配などを代行する海外赴任業務支援サービスを提供しております。また、日本企業が進出する世界の主要地域においては、赴任者向けサービスアパートメントの運営をはじめ、住宅の斡旋や帰任時の引越など、赴任から帰任に至るまで総合的にサポートしております。

当連結会計年度は、海外赴任業務支援サービスにおいて、既存企業の支援世帯数が前期を上回ったほか、海外出張時におけるチケット手配や赴任前研修など関連サービスが伸張しました。留守宅管理サービスでは、オーナーの困りごとを解決すべく付帯サービスの拡充を行い保証内容を充実させたことが奏功し、業績が順調に推移しました。また、9月にグループ入りしたAssociates for International Research, Inc.も寄与しました。

これらの結果、売上高336億68百万円(前期比4.7%増)、営業利益25億16百万円(同20.5%増)となりました。

#### セグメント別売上高の推移

	第49期 (平成28年3月期)	第50期 (当連結会計年度) (平成29年3月期)	増減額	増減率
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(%)
国内事業	147,678	167,514	19,835	13.4
海外事業	32,146	33,668	1,522	4.7
その他	3,455	3,933	478	13.8
合計	183,280	205,117	21,836	11.9

(注) グループ内部売上高は除いております。

#### セグメント別営業利益の推移

	第49期 (平成28年3月期)	第50期 (当連結会計年度) (平成29年3月期)	増減額	増減率
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(%)
国内事業	9,853	11,976	2,123	21.5
海外事業	2,087	2,516	428	20.5
その他	598	679	80	13.5
全社・消去	△1,699	△1,907	△208	12.3
合計	10,840	13,264	2,423	22.4

#### (2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

#### (3) 資金調達状況

該当事項はありません。

#### (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社グループは、当連結会計年度に Associates for International Research, Inc. 他9社の株式を取得し、連結子会社といたしました。

(8) 対処すべき課題

① グループ経営資源の活用

これまで、企業福利厚生におけるトータルアウトソーサーとして、住宅分野とレジャー・ライフサポート分野の双方にまたがるサービスを提供するグループ体制を構築し事業基盤の拡大を図ってまいりました。

今後は、当社グループのサービスをご利用いただいている法人・個人の皆様に、グループ内で運営する複数のサービスを相互に利用していただけるようにクロスセルモデルを確立すると共に、既存事業とシナジーの高い事業領域においてサービスの拡充を図ってまいります。

② 新規事業の育成

当社グループは、留守宅管理サービスや福利厚生代行サービス「福利厚生倶楽部」など先駆的なビジネスモデルを創出し、これらの事業を拡大することにより成長してまいりました。今後も、さらなる成長に向けて、主力事業と関連性の高い事業領域で新規事業を立ち上げていくと共に、インキュベーション途上にある事業は、早期に事業基盤を確立し利益貢献を果たすよう育成してまいります。

③ 景気変動等への対応

当社グループの主力事業である、借上社宅管理業務アウトソーシングサービス、福利厚生代行サービス、留守宅管理サービスなどは、景気変動による影響

は限定的であると考えておりますが、リゾート事業については、景気変動による個人の消費動向の影響を受け易いため、今後も、より効率的な運営体制の構築を図ると共に、魅力あるリゾート施設の企画や運営などにも努めてまいります。

#### ④ 個人情報保護法への対応

当社グループは、多くの個人情報を取り扱っており、個人情報保護法への対応が非常に重要であると認識しております。既に複数の事業会社でプライバシーマークを取得しておりますが、グループ全社で継続的改善に取り組み、より高いレベルの運営を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### (9) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 47 期 (平成26年3月期)	第 48 期 (平成27年3月期)	第 49 期 (平成28年3月期)	第 50 期 (当連結会計年度 (平成29年3月期))
売 上 高 (百万円)	125,332	160,050	183,280	205,117
経 常 利 益 (百万円)	8,252	9,863	11,854	14,238
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	4,819	6,085	7,158	9,151
1株当たり当期純利益 (円)	329.61	413.15	49.26	61.47
総 資 産 (百万円)	56,723	70,520	83,410	99,347
純 資 産 (百万円)	26,661	31,355	33,475	39,742
1株当たり純資産額 (円)	1,805.05	2,105.40	225.33	262.22

(注) 平成29年4月1日付けで普通株式1株につき普通株式10株の割合で株式分割を行っております。このため、第49期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

## (10) 重要な子会社及び関連会社の状況

### ① 子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
㈱リロケーション・ジャパン	100百万円	100.0%	借上社宅管理業務アウトソーシングサービス
㈱リロクラブ	100百万円	100.0%	福利厚生代行サービス CRMアウトソーシング
㈱東都	153百万円	(100.0%)	賃貸不動産管理・仲介事業
㈱リロパートナーズ	100百万円	100.0%	賃貸管理部門の統括
㈱リロケーション・インターナショナル	75百万円	100.0%	留守宅管理サービス 海外赴任支援サービス
リロ・パナソニック エクセルインターナショナル㈱	90百万円	66.6%	グローバル人事サポート 海外赴任支援サービス
Relo Redac, Inc.	US \$ 186,300	100.0%	北米における不動産関連サービス

(注) 議決権比率欄の括弧書は間接所有にかかるものであります。

### ② 関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
㈱福利厚生倶楽部九州	50百万円	(50.0%)	福利厚生代行サービス
㈱福利厚生倶楽部中部	50百万円	(49.0%)	福利厚生代行サービス
㈱福利厚生倶楽部中国	50百万円	(50.0%)	福利厚生代行サービス
台湾利樂福利厚生股份有限公司	NT \$ 50,000,000	50.0%	福利厚生代行サービス
日本ハウズイング㈱	2,492百万円	33.4%	マンション管理サービス

(注) 議決権比率欄の括弧書は間接所有にかかるものであります。

## (11) 主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

当社は、次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社活動を支配・管理することを主な事業とし、これに付帯又は関連する一切の業務を営んでおります。

- ① 国内事業：借上社宅管理業務アウトソーシングサービス、賃貸不動産管理・仲介事業、福利厚生代行サービス、CRMアウトソーシング、ホテル運営事業等
- ② 海外事業：留守宅管理サービス、海外赴任業務支援サービス、海外における不動産関連サービス等
- ③ その他：リゾート事業、金融保険事業等



(12) 企業集団の主要な拠点 (平成29年 3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都新宿区新宿四丁目 3 番23号

② 子会社等

会 社 名	所 在 地
(株)リロケーション・ジャパン	本社 東京都新宿区
	支店 大阪府大阪市北区
(株)リロクラブ	本社 東京都新宿区
	支店 大阪府大阪市北区
(株)東都	本社 東京都狛江市
(株)リロパートナーズ	本社 東京都新宿区
(株)リロケーション・インターナショナル	本社 東京都新宿区
	支店 大阪府大阪市北区
リロ・パナソニック エクセルインターナショナル(株)	本社 大阪府大阪市中央区
	支店 東京都新宿区
Relo Redac, Inc.	本社 米国 ニューヨーク州

(13) 使用人の状況 (平成29年 3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数
国 内 事 業	1,135名 (1,085名)
海 外 事 業	486名 ( 206名)
そ の 他 の 事 業	124名 ( 58名)
全 社 (共 通)	81名 ( 23名)
合 計	1,826名 (1,372名)

- (注) 1. 使用人数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
2. 嘱託社員、パートタイマー及びアルバイトは ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
3. 全社 (共通) として、記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	平均年齢	平均勤続年数
81名 (23名)	41.4歳	6年6ヶ月

- (注) 1. 使用人数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
2. 嘱託社員、パートタイマー及びアルバイトは ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(14) 主要な借入先 (平成29年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,100百万円
株式会社みずほ銀行	5,977
株式会社三井住友銀行	2,543

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (平成29年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 60,210,000株
- (2) 発行済株式の総数 15,295,120株
- (3) 1単元の株式数 100株
- (4) 株主数 4,579名
- (5) 大株主

株主名	持株数	持株比率
有限会社ササダ・ファンド	3,500千株	23.3%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	983	6.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	847	5.6
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	825	5.5
BBH FOR MATTHEWS JAPAN FUND	369	2.5
リログループ従業員持株会	301	2.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	291	1.9
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	278	1.9
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	245	1.6
株式会社みずほ銀行	200	1.3

(注) 当社は、自己株式300千株を保有していますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

(自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引による自己株式の買付け)

当社は、ストックオプションに対応するための代用自己株式として利用するため、平成29年3月15日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定

による当社定款の規定及び会社法第156条第1項に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

取得の内容

取得対象株式の種類	普通株式
取得した株式の総数	95,500株
取得価額の総額	1,699,900,000円（1株につき17,800円）
取得日	平成29年3月16日
取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）において買付け

(株式分割及び定款の一部変更)

投資家の皆様に投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大と当社株式の流動性の向上を図ることを目的として、平成29年4月1日付けで、1株につき10株の割合をもって株式分割を実施いたしました。

また、当該株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成29年4月1日（土曜日）をもって当社の定款第5条の発行可能株式総数を6,021万株から6億210万株に変更いたしました。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権の状況（平成29年3月31日現在）

平成23年6月24日定時株主総会決議による新株予約権

① 新株予約権の数

2,937個

② 新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式293,700株（新株予約権1個につき100株）

(注) 当社は平成29年4月1日付で1株を10株とする株式分割を行っているため、新株予約権の目的である株式の数は、新株予約権1個につき100株から、新株予約権1個につき1,000株へ変更になっております。

③ 新株予約権の払込金額

無償

④ 新株予約権の行使価額

1株当たり1,707円

(注) 当社は平成29年4月1日付で1株を10株とする株式分割を行っているため、新株予約権の行使価額は、1株当たり1,707円から、1株当たり171円へ変更になっております。

⑤ 新株予約権の行使期間

平成27年7月1日から平成31年6月30日まで

⑥ 新株予約権の行使条件

新株予約権者は権利行使時においても当社または当社関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第8項の定義による。）の取締役、執行役員または従業員あるいは当社監査役であることを要するものとする。ただし権利行使時にこれらの地位を喪失した場合であっても当社取締役会が正当な理由があると認め、その者の権利行使を承認した場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合には、相続人がこれを行行使することができる。権利の質入れは認めない。権利行使にかかる年間の払込金の合計額は1千2百万円を超えないものとする。

その他の条件については、取締役会決議に基づき定めるものとする。

⑦ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	441個	44,100株	4名
社外取締役	6	600	1
監査役	11	1,100	1

(注) 目的である株式の数には、平成29年4月1日付の株式分割の影響を反映しておりません。

平成27年5月15日取締役会決議による新株予約権

① 新株予約権の数

2,484個

② 新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式248,400株（新株予約権1個につき100株）

(注) 当社は平成29年4月1日付で1株を10株とする株式分割を行っているため、新株予約権の目的である株式の数は、新株予約権1個につき100株から、新株予約権1個につき1,000株へ変更になっております。

③ 新株予約権の払込金額

1個当たり200円

④ 新株予約権の行使価額

1株当たり1円

⑤ 新株予約権の行使期間

平成31年7月1日から平成34年3月31日まで

⑥ 新株予約権の行使条件

本新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成31年3月期の連結損益計算書における経常利益が200億円を超過した場合のみ、本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、従業員もしくは当社の子会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第3項の定義により、以下同様とする。）の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が取締役の任期満了もしくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、当社の取締役、従業員もしくは当社の子会社の取締役または従業員の地位にない場合も、本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人が、当該本新株予約権を行使することができる。

⑦ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	350個	35,000株	4名
社外取締役	—	—	—
監査役	60	6,000	1

(注) 目的である株式の数には、平成29年4月1日付の株式分割の影響を反映しておりません。

平成29年2月9日取締役会決議による新株予約権

① 新株予約権の数

2,999個

② 新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式299,900株（新株予約権1個につき100株）

(注) 当社は平成29年4月1日付で1株を10株とする株式分割を行っているため、新株予約権の目的である株式の数は、新株予約権1個につき100株から、新株予約権1個につき1,000株へ変更になっております。

③ 新株予約権の払込金額

1個当たり3,800円

④ 新株予約権の行使価額

1株当たり1円

⑤ 新株予約権の行使期間

平成35年7月1日から平成38年3月31日まで

⑥ 新株予約権の行使の条件

本新株予約権は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成31年3月期の連結損益計算書における経常利益が200億円を超過した場合のみ、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、本行使条件における経常利益を国際財務報告基準における税引前当期純利益と読み替えることとする。

本新株予約権者が本新株予約権を行使するにあたっては、上記の定めに加え、別途会社及び本新株予約権者との間で締結する覚書が適用される。

本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員もしくは当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が取締役及び監査役の任期満了もしくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があるとして認めた場合は、当社の取締役、監査役及び従業員もしくは当社の関係会社の取締役または従業員の地位にない場合も、本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人が、当該本新株予約権を行使することができる。

⑦ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	440個	44,000株	4名
社外取締役	5	500	1
監査役	48	4,800	4

(注) 目的である株式の数には、平成29年4月1日付の株式分割の影響を反映しておりません。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況（平成29年3月31日現在）

平成28年5月12日取締役会決議による新株予約権

① 新株予約権の数

192個

② 新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式19,200株（新株予約権1個につき100株）

（注）当社は平成29年4月1日付で1株を10株とする株式分割を行っているため、新株予約権の目的である株式の数は、新株予約権1個につき100株から、新株予約権1個につき1,000株へ変更になっております。

③ 新株予約権の払込金額

1個当たり8,700円

④ 新株予約権の行使価額

1株当たり1円

⑤ 新株予約権の行使期間

平成31年7月1日から平成34年3月31日まで

⑥ 新株予約権の行使の条件

本新株予約権は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成31年3月期の連結損益計算書における経常利益が200億円を超過した場合のみ、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、本行使条件における経常利益を国際財務報告基準における税引前当期純利益と読み替えることとする。

本新株予約権者が本新株予約権を行使するにあたっては、上記の定めに加え、別途会社及び本新株予約権者との間で締結する覚書が適用される。

本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、従業員もしくは当社の子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が取締役の任期満了若しくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があるとして認めた場合は、当社の取締役、従業員もしくは当社の関係会社の取締役または従業員の地位にない場合も、本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人が、当該本新株予約権を行使することができる。

⑦ 当社従業員、当社子会社役員及び従業員に交付した新株予約権の区分別合計

	個 数	交 付 者 数
当社従業員（当社役員を除く）	一個	一名
当社子会社役員及び従業員	192個	30名

平成29年2月9日取締役会決議による新株予約権

（１）当社役員が保有している新株予約権の状況「平成29年2月9日取締役会決議による新株予約権」に記載のとおりであります。

・当社従業員、当社子会社役員及び従業員に交付した新株予約権の区分別合計

	個 数	交 付 者 数
当社従業員（当社役員を除く）	171個	26名
当社子会社役員及び従業員	2,335個	334名

#### 4. 会社役員に関する事項

（１）取締役及び監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取締役会長	佐々田 正 徳	—
代表取締役社長	中 村 謙 一	総括 内部監査室担当
専務取締役	門 田 康	コーポレートスタッフ部門担当 株式会社リロ・フィナンシャル・ソリューションズ代表取締役 日本ハウズイング株式会社取締役
常務取締役	越 永 堅 士	事業開発室担当 株式会社東都取締役
取 締 役	志 水 康 治	リロ・パナソニック エクセルインターナショナル株式会社取締役 Relo Redac, Inc. 取締役
取 締 役	大野木 孝 之	大野木総合会計事務所代表
常 勤 監 査 役	安 岡 律 夫	—
常 勤 監 査 役	小 山 克 彦	—
監 査 役	宇田川 和 也	宇田川法律事務所代表
監 査 役	櫻 井 政 夫	櫻井公認会計士事務所代表



- (注) 1. 取締役 大野木 孝之氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 宇田川 和也氏、櫻井 政夫氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 櫻井 政夫氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 小山 克彦氏は、平成28年6月23日開催の第49回定時株主総会にて取締役を任期満了により退任し、監査役に就任しております。
6. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各監査役との間で責任限定契約を締結しております。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役または監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	7名 (1)	196百万円 (6)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	4 (2)	35 (8)
合 計	11	231

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成25年6月25日開催の第46回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成28年6月23日開催の第49回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 小山 克彦氏は、第49回定時株主総会において取締役を退任した後、監査役に就任したため、人数及び支給額について取締役期間は取締役に、監査役期間は監査役に含めて記載しております。

## (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

区 分	氏 名	取締役会（16回開催）		監査役会（16回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	大野木 孝之	16回	100%	一回	—%
監査役	宇田川 和也	16	100	16	100
監査役	櫻井 政夫	16	100	16	100

(注) 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役 大野木 孝之氏は、主に公認会計士・税理士としての専門的な見地から必要な助言・提言を行っております。

監査役 宇田川 和也氏は、弁護士としての専門的な見地から必要な発言を行っております。

監査役 櫻井 政夫氏は、主に公認会計士・税理士としての専門的な見地から必要な発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	52百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「IFRS（国際財務報告基準）に関するアドバイザー業務」等を委託し、その対価を支払っています。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、その解任の是非について十分審議を行ったうえ、監査役会全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は会計監査人が適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。取締役会は、監査役会の当該決定に基づき、会計監査人の解任または不再任にかかる議案を株主総会に提出いたします。

### 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ① 役職員の事業活動における職務の執行が法令・企業倫理・社内規則等に適合することを確保するため、コンプライアンス担当役員を任命するとともに、担当部署として法務コンプライアンス室を設置する。
  - ② 役職員に対しコンプライアンス教育等を行うことにより、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
  - ③ 社会秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力等に対しては、組織全体で毅然とした姿勢で対応し、一切の関係を遮断する。
- (2) 当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制  
取締役の職務の執行にかかる情報に関しては、社内規程に基づき保存年限を各別に定め保存する。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
リスク管理については、会社規程を定めるとともに、全社的リスクの把握・管理をリスクマネジメント室が担当する。

- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役の職務執行の効率性を向上させ、採算管理を徹底するため、予算制度を設ける。
  - ② 取締役の職務執行は、業務分掌規程、職務権限規程において職務執行の責任と権限の範囲を明確にして効率的に行う。
- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社および子会社（以下、併せて「当社グループ」という。）共通のコンプライアンスポリシーを定め、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築を目指す。
- ② 当社はコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス管理規程および関連規程に基づき、子会社におけるコンプライアンス推進を支援する。
- ③ 当社取締役および使用人を必要に応じて出向させるとともに、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務を所管する部署と連携し、子会社における法令および定款に適合するための指導・支援を実施する。
- ④ 当社の内部監査室が、「内部監査規程」に基づき法令や定款、社内規程等への適合等の観点から、子会社の監査を実施する。

ロ. 子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制

- ① 当社は、経営企画室を子会社管理の担当部署とし、「関係会社管理規程」に従い、子会社の事業が適正に行われているか定期的に報告を求め、子会社の経営内容を把握する。
- ② 子会社における経営上の重要な要件を「職務権限明細書」において当社の承認が必要となる事項として定め、関係書類の提出を求めるなど、事前協議のうえ、意思決定を行う。
- ③ 子会社における業務執行状況および決算等の財務状況に関する定期的な報告を受け、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われているか確認する。

ハ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社に対し、重大なリスクが発生した場合には、直ちに当社のリスクマネジメント室担当役員および子会社管理部門に報告することを求

め、当社は事案に応じた支援を行う。また、当社は、子会社に対し、各社ごとのリスク管理体制の整備を求める。

ニ、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 子会社管理について、当社経営企画室が子会社の指導・育成の基本方針を立案し、事業および経営の両面から子会社を指導・育成する。
- ② 当社経営企画室は、子会社に対し、貸借対照表・損益計算書等の経営内容、予算実績対比等の提出および報告を定期的に求め、子会社の経営内容を的確に把握する。また、当社経営企画室管掌役員は、子会社の決算損益等を定期的に当社取締役会に報告する。

ホ、当社および子会社から成る企業集団におけるその他の業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社との定例会議や月次・週次レビューを通じての情報交換等により、適切な連携体制の確立を図る。
- ② 当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、財務報告書作成時の不正または誤謬の発生に対する未然防止および早期発見のため、運用・監視・是正を継続する。

(6) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ① 監査役から、その職務を補助すべき使用人の設置が求められた場合、法務コンプライアンス室に必要な要員を配置し対応する。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人の異動、処遇、懲戒等の人事事項に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- ③ 監査役の職務を補助すべき使用人が、監査役の職務を補助するに際して、当該使用人への指揮命令権は各監査役に属するものとする。

(7) 当社の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役および使用人は、監査役会に対して「違法不正行為」「重大な損害を与える事項」「社内処分事項」を監査役会に報告すべき事項とする。
- ② 当社の監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、子会社の主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて子会社の取締役、監査役または使用人にその説明を求めることとする。

- ③ 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実その他重要な事実があることを発見したときは、直ちに当社の監査役会に報告する。
  - ④ 監査役へ報告をした者について、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- (8) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役と代表取締役が定期的にミーティングを行うことにより、適切な意思疎通および効果的な監査を遂行する体制を目指す。
  - ② 当社は監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

### 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は以下のとおりであります。

#### (1) 内部統制システム全般

当社および当社グループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を、当社法務コンプライアンス室が中心となり、経営企画室による各事業子会社の業務遂行状況および予算進捗状況のモニタリング、内部監査室による各種法令の遵守状況や企業倫理のモニタリングなど、各室が社内規程に基づき担当業務を遂行し、改善を進めております。

#### (2) コンプライアンス

当社および当社グループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、当社はコンプライアンス管理規程により相談・通報体制を設けており、当社グループ各社がこの相談・通報体制を利用することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

#### (3) 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社および当社グループ各社の内部監査を実施しております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営における重要課題の一つとして考え、30%前後の配当性向を目安に連結業績に連動した配当とすることを基本方針としております。

この方針に基づき、平成29年3月期の期末配当金は、1株当たり184円といたします。平成29年3月期の期末配当金をもって14期連続の増配となります。

また、平成29年4月1日付で普通株式1株につき普通株式10株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割を反映した平成30年3月期の期末配当金は、1株当たり21円を予定しております。

今後も、継続的な成長を実現するための投資や財務体質の強化といった観点とのバランスを図りながら、利益還元を進めてまいります。

---

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>56,580</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>45,720</b>
現金及び預金	13,309	買掛金	3,425
受取手形及び売掛金	12,094	短期借入金	12,663
販売用不動産	6,729	1年内返済予定の長期借入金	1,695
貯蔵品	501	未払法人税等	2,490
前渡金	13,291	前受金	16,067
繰延税金資産	763	繰延税金負債	52
その他	9,929	賞与引当金	761
貸倒引当金	△40	その他	8,564
<b>固 定 資 産</b>	<b>42,754</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>13,883</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>7,486</b>	社債	1,800
建物	4,246	長期借入金	5,440
工具、器具及び備品	482	長期預り敷金	5,867
土地	2,340	繰延税金負債	226
その他	417	債務保証損失引当金	60
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>10,524</b>	退職給付に係る負債	326
ソフトウェア	1,485	負のれん	2
のれん	8,862	その他	159
その他	176	<b>負 債 合 計</b>	<b>59,604</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>24,744</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
投資有価証券	10,585	<b>株 主 資 本</b>	<b>38,634</b>
敷金及び保証金	11,627	資本金	2,667
繰延税金資産	471	資本剰余金	2,871
その他	2,131	利益剰余金	36,342
貸倒引当金	△72	<b>自 己 株 式</b>	<b>△3,246</b>
<b>繰 延 資 産</b>	<b>12</b>	その他の包括利益累計額	677
社債発行費	12	その他有価証券評価差額金	459
		為替換算調整勘定	222
		退職給付に係る調整累計額	△4
		新株予約権	39
		非支配株主持分	390
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>39,742</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>99,347</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>99,347</b>

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。



# 連結損益計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		
国内事業売上高	167,514	
海外事業売上高	33,668	
その他の事業売上高	3,933	205,117
売 上 原 価		
国内事業売上原価	143,845	
海外事業売上原価	26,957	
その他の事業売上原価	1,632	172,435
売 上 総 利 益		32,681
販売費及び一般管理費		19,417
営業外収益		13,264
受取利息	9	
受取配当金	15	
持分法による投資利益	941	
その他	278	1,244
営業外費用		
支払利息	151	
為替差損	52	
その他	66	269
経常利益		14,238
特別損		
減損	511	
その他	139	650
税金等調整前当期純利益		13,587
法人税、住民税及び事業税	4,254	
法人税等調整額	109	4,363
当期純利益		9,224
非支配株主に帰属する当期純利益		73
親会社株主に帰属する当期純利益		9,151

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>16,828</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>23,701</b>
現金及び預金	956	関係会社買掛金	215
関係会社売掛金	1,909	短期借入金	11,309
関係会社短期貸付金	11,531	1年内返済予定の 長期借入金	1,310
1年内回収予定の 関係会社長期貸付金	618	未払金	151
その他	1,811	未払法人税等	11
<b>固 定 資 産</b>	<b>29,440</b>	関係会社預り金	10,018
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>61</b>	賞与引当金	33
建物	19	その他	651
工具、器具及び備品	41	<b>固 定 負 債</b>	<b>7,013</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>141</b>	社 債	1,800
ソフトウェア	113	長期借入金	5,150
その他	27	繰延税金負債	2
<b>投資その他の資産</b>	<b>29,237</b>	債務保証損失引当金	60
投資有価証券	30	<b>負 債 合 計</b>	<b>30,715</b>
関係会社株式	13,623	<b>純 資 産 の 部</b>	
関係会社長期貸付金	15,121	<b>株 主 資 本</b>	<b>15,521</b>
その他	461	資 本 金	2,667
<b>繰 延 資 産</b>	<b>12</b>	資 本 剰 余 金	2,859
社債発行費	12	資 本 準 備 金	2,859
		<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>13,241</b>
		利 益 準 備 金	38
		その他利益剰余金	13,203
		繰越利益剰余金	13,203
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△3,246</b>
		評価・換算差額等	5
		その他有価証券評価差額金	5
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>39</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>46,281</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>15,566</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>46,281</b>

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		
関係会社受取配当金	8,523	
その他の事業売上高	2,401	10,925
売 上 原 価		
その他の事業売上原価	1,405	1,405
売 上 総 利 益		9,519
販売費及び一般管理費		443
営業 利 益		9,076
営業 外 収 益		
関係会社受取利息	312	
その他	33	346
営業 外 費 用		
関係会社支払利息	1	
支払利息	113	
為替差損	11	
その他	14	140
経 常 利 益		9,282
特 別 損 失		
その他	6	6
税 引 前 当 期 純 利 益		9,275
法人税、住民税及び事業税	1	
法人税等調整額	87	89
当 期 純 利 益		9,186

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月18日

株式会社リログループ

取締役 会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 遠藤 康彦 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 谷津 良明 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リログループ（旧会社名 株式会社リロ・ホールディング）の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リロググループ（旧会社名 株式会社リロ・ホールディング）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月18日

株式会社リログループ

取締役 会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 遠 藤 康 彦 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 谷 津 良 明 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リログループ（旧会社名 株式会社リロ・ホールディング）の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第50期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、第50期監査役監査方針・計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及びその使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月25日

株式会社リロググループ 監査役会

常勤監査役 安岡 律 夫 ⑩

常勤監査役 小山 克彦 ⑩

社外監査役 宇田川 和也 ⑩

社外監査役 櫻井 政夫 ⑩

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。

つきましては、一層の経営基盤の強化・充実を図るため取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 ( 生 年 月 日 )	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当 社の株式数
1	さ さ だ ま さ の り 佐々田 正 徳 (昭和20年6月10日生)	昭和46年1月 当社入社 昭和53年7月 当社代表取締役社長 平成15年4月 当社代表取締役社長兼最高経営責任者 平成15年6月 当社代表取締役会長 平成21年6月 当社取締役 平成24年4月 当社取締役会長（現任） 取締役選任理由 当社グループの経営に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適任であると判断したことから取締役候補者といたしました。	166,800株
2	な か む ら けん いち 中 村 謙 一 (昭和41年4月14日生)	平成元年4月 当社入社 平成16年4月 当社執行役員 平成21年6月 当社取締役 平成22年10月 当社代表取締役社長 総括兼内部監査室担当（現任） 取締役選任理由 当社の代表取締役社長としての豊富な経験・実績・見識を有しており、リーダーシップを発揮して経営の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任であると判断したことから取締役候補者といたしました。	89,800株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 ( 生 年 月 日 )	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当 社の株式数
3	かど た やすし 門 田 康 (昭和41年11月26日生)	<p>平成12年10月 当社入社 平成17年4月 当社執行役員 平成18年6月 当社取締役 平成21年6月 当社専務取締役（現任） 平成28年6月 コーポレートスタッフ部門担当（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況] 株式会社リロ・フィナンシャル・ソリューションズ代表取締役 日本ハウズイング株式会社取締役</p> <p>取締役選任理由 当社の経営管理において豊富な経験・実績・見識を有しており、経営の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任であると判断したことから取締役候補者といたしました。</p>	57,400株
4	こし なが けん じ 越 永 堅 士 (昭和45年3月12日生)	<p>平成4年4月 当社入社 平成21年6月 当社取締役 平成27年4月 当社常務取締役（現任） 平成27年11月 当社事業開発室担当（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況] 株式会社東都取締役</p> <p>取締役選任理由 当社及び事業会社の経営に関して豊富な経験・実績・見識を有しており、経営の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任であると判断したことから取締役候補者といたしました。</p>	61,400株
5	し みず やすし じ 志 水 康 治 (昭和42年7月31日生)	<p>平成3年10月 当社入社 平成18年9月 当社執行役員 平成21年6月 当社取締役（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況] Relo Redac, Inc. 取締役 リロ・パナソニック エクセルインターナショナル株式会社取締役</p> <p>取締役選任理由 当社及び事業会社の経営に関して豊富な経験・実績・見識を有しており、経営の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任であると判断したことから取締役候補者といたしました。</p>	49,700株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6	おのぎ たかし 大野木 孝之 (昭和28年5月26日生)	昭和62年7月 大野木公認会計士事務所(現:大野木総合会計事務所)代表(現任) 平成2年4月 当社監査役 平成27年6月 当社社外取締役(現任) [重要な兼職の状況] 大野木総合会計事務所代表 社外取締役選任理由 公認会計士・税理士としての豊富な経験・実績・見識を有しており、当社のコーポレート・ガバナンスの強化を図るための有用な助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適任であると判断したことから社外取締役候補者といたしました。	20,700株
7	※。だがわ かずや 宇田川 和也 (昭和27年4月7日生)	平成6年10月 宇田川法律事務所代表(現任) 平成24年6月 当社社外監査役(現任) [重要な兼職の状況] 宇田川法律事務所代表 社外取締役選任理由 弁護士として豊富な経験・実績・見識を有しており、当社のコーポレートガバナンスの強化を図るための有用な助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適任であると判断したことから社外取締役候補者といたしました。 なお同氏は、社外取締役または社外監査役となることの以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。	300株

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社に間に、特別の利害関係はありません。
3. 大野木 孝之氏は、現在、当社の社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。また、同氏は、過去に当社の社外監査役でありました。
4. 宇田川 和也氏は新任の社外取締役候補者であります。同氏は現在当社の社外監査役であります。本定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任いたします。同氏の監査役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって5年であります。
5. 当社は、大野木 孝之氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の定めに基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。大野木 孝之氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

6. 当社は宇田川 和也氏が選任された場合は、同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の定めに基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。
7. 当社は、大野木 孝之氏及び宇田川 和也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役宇田川 和也氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者 大 毅氏は、監査役宇田川 和也氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより退任する監査役の任期の満了する時までとなります。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ておりません。

監査役の候補者は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当 社の株式数
※ だ い つ よ し 大 毅 (昭和51年5月12日)	平成12年10月 弁護士登録 平成17年10月 大毅法律事務所 (現：大総合法律事務所) 代表 (現任) 平成24年7月 株式会社スリー・ディー・マトリックス 社外監査役 (現任) 平成27年10月 JITSUBO株式会社 社外監査役 (現任) 平成28年3月 株式会社オロ 社外監査役 (現任) [重要な兼職の状況] 大総合法律事務所 社外監査役選任理由 弁護士として豊富な経験・実績・見識を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行を監査できると判断し、社外監査役候補者といたしました。 また、同氏は過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案した結果、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。	一株

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。  
 2. 候補者と当社間に特別の利害関係はありません。  
 3. 大 毅氏は、社外監査役候補者であります。  
 4. 大 毅氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。  
 5. 当社は、大 毅氏が選任された場合、同氏が東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますので、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以 上

## 【インターネットによる議決権行使の場合】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

### 記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

**議決権行使ウェブサイトアドレス** <http://www.web54.net>

2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面案内に従つて議案の賛否をご入力ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成29年6月22日（木曜日）午後5時30分までに行使されますようお願いいたします。
4. 議決権行使書面とインターネットによる方法を重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
5. インターネットによつて、複数回数、またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

### 【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先について】

インターネット等による議決権行使に関してご不明な点につきましては、下記にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
0120-652-031（受付時間 9:00～21:00）

その他のご照会は、下記にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行 証券代行事務センター  
0120-782-031（受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く）

以上

## 第50回定時株主総会会場ご案内図

会場…東京都渋谷区代々木二丁目3番1号

ホテルサンルートプラザ新宿 1F「芙蓉」(ふよう)

TEL 03(3375)3211(代表)



### 交通のご案内

- ・ JR「新宿駅」(南口、甲州街道改札)より徒歩約3分
- ・ 都営地下鉄大江戸線「新宿駅」(A1出口)から徒歩約1分

※当日は、公共交通機関をご利用ください。